

甲良町人権施策推進基本計画

令和4年3月

甲良町

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間・計画の進行管理.....	3
第2章 人権問題に関する国・県の動向.....	4
1. 国内における動向.....	4
2. 滋賀県内における動向.....	5
3. 甲良町における動向.....	5
第3章 計画の基本理念・人権施策の推進.....	6
1. 基本理念.....	6
(1) 人権意識の確立.....	7
(2) 行政施策全体への人権尊重の視点の導入.....	7
(3) 多様な文化や生き方が尊重される共生のまちづくり.....	7
(4) 町民等と協働した人権文化のまちづくり.....	7
2. 人権学習・啓発の推進.....	8
(1) 人権学習・啓発の基本的な考え方.....	8
(2) 重点施策.....	8
(3) 人権啓発.....	11
3. 相談・支援体制の充実.....	14
(1) 相談機能の充実.....	14
(2) 相談機関との連携.....	14
(3) 相談窓口の周知.....	14
4. 計画の体系.....	15
第4章 重要課題に対する施策の推進.....	16
1. 同和問題.....	16
(1) 現状と課題.....	16
(2) 施策の方向性.....	17
2. 女性の人権問題.....	18
(1) 現状と課題.....	18
(2) 施策の方向性.....	19
3. 子どもの人権問題.....	20
(1) 現状と課題.....	20
(2) 施策の方向性.....	21

4. 高齢者の人権問題	22
(1) 現状と課題	22
(2) 施策の方向性	23
5. 障害のある人の人権問題	24
(1) 現状と課題	24
(2) 施策の方向性	25
6. 外国人の人権問題	26
(1) 現状と課題	26
(2) 施策の方向性	27
7. 医療における人権問題	28
(1) 現状と課題	28
(2) 施策の方向性	28
8. 犯罪被害者等の人権問題	29
(1) 現状と課題	29
(2) 施策の方向性	29
9. セクシュアルマイノリティの人権問題	30
(1) 現状と課題	30
(2) 施策の方向性	30
10. インターネットにおける人権問題	31
(1) 現状と課題	31
(2) 施策の方向性	32
11. その他の人権問題	33
第5章 人権施策の推進体制	35
1. 甲良町人権擁護審議会	35
2. 庁内組織	35
3. 関係機関・団体との連携	35
資料編	36
1. 甲良町人権擁護審議会規則	36
2. 甲良町人権擁護審議会名簿	38
3. 用語説明	39

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

「人権の世紀」といわれる21世紀においては、人権問題は国際社会全体の共通の関心事項であり、世界的な潮流の中で人権尊重に向けた取り組みが進められています。

人権とは、一人ひとりが生存と自由を確保し、幸せを追求する権利です。この権利は、すべての人が平等に有するものです。人権が尊重される豊かな社会とは、すべての人が平等で個人として尊重され、一人ひとりの多様性が認められる社会であり、誰もが個性や能力を発揮し、いきいきとした輝きを放つものです。

本町では、平成6年（1994年）12月、県下に先駆けて「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」を制定し、水と緑のすばらしい環境の中、感性豊かな人情味あふれた「人権尊重のまちづくり」を町民等総参加のもとで築くことを示し、いかなる差別も許さない明るい社会の実現をめざしてきました。また、平成13年（2001年）4月には「人権教育のための甲良町行動計画」、平成22年（2010年）には「甲良町人権施策基本方針[※]」を策定しました。令和3年（2021年）3月には「第4次甲良町総合計画」を策定し、“人権を尊び、郷土愛を感じるまちづくりを進める”を基本姿勢として掲げ、人権尊重のまちづくりに取り組んできました。

一方、国では、平成12年（2000年）に「人権教育・啓発推進法[※]」、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画[※]」を策定し、国及び地方公共団体、国民の責務を明らかにしました。さらに、平成28年（2016年）には、人権三法「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」を策定するなど、人権に関する法整備が進められてきました。また、社会情勢の移り変わりにより、既存の人権問題の変化や、新たな人権問題が発生しており、従来の取り組みでは対応できない状況となりつつあります。

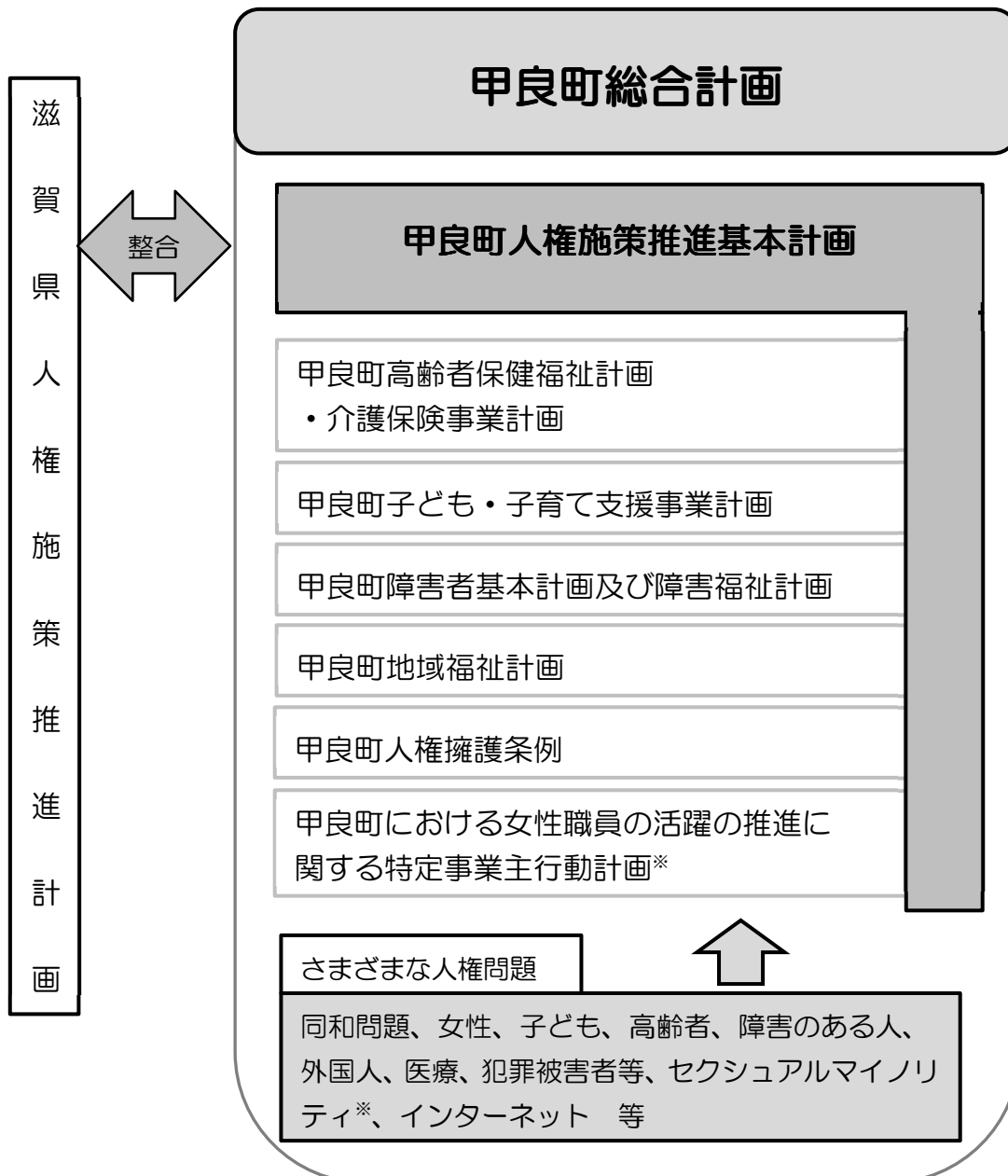
これらの現状を踏まえ、時代に合った人権施策を推進するために、「甲良町人権施策推進基本計画」を策定しました。

※印の用語については、巻末に用語説明があります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」第1条及び「甲良町人権施策基本方針」にうたわれている内容に基づき、人権尊重のまちづくりに向けた本町の考え方や各分野の現状と課題、それらに対する施策の方向性を明らかにするものとします。

また、住民主体、人権尊重のまちづくりのために制定された甲良町まちづくり条例を踏まえて策定された「甲良町総合計画」や本町における他の計画などとの整合を図り、町の行政全般にわたり人権尊重の視点で施策を推進するための基盤となる計画とします。また、国の人権施策や「滋賀県人権施策推進計画」との整合を図るものとします。



3. 計画期間・計画の進行管理

計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。

計画の進行管理については、計画に基づいた関連施策の実施状況を把握・評価し、施策の見直し・調整を図ります。

計画期間中の法整備の状況や社会情勢等の変化等については、計画のめざす方向性を基本として適宜運用を図りながら計画を推進します。また、必要に応じて計画自体の見直しを行います。

第2章 人権問題に関する国・県の動向

1. 国内における動向

わが国では、昭和22年（1947年）に「日本国憲法」が施行されて以来、「民法」の改正や「教育基本法」「障害者基本法」「高齢者対策基本法」「男女共同参画社会基本法^{*}」等を施行するとともに、国際社会の一員として「国際人権規約^{*}」など、人権に関する諸条約を締結し、取り組みを強化してきました。

平成9年（1997年）には『「人権教育のための国連10年^{*}」に関する国内行動計画』が策定され、また、同じ年に施行された「人権擁護施策推進法」に基づき、「人権擁護推進審議会」が設置されました。平成12年（2000年）には「人権教育・啓発推進法」が制定され、地方公共団体の責務として、国と連携を図りつつ地域の実情を踏まえた人権教育・人権啓発に関する計画を策定し、施策を実施することが明記されました。また、同法の規定に基づき、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

同和問題については、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法^{*}」が施行され、平成14年（2002年）まで国策として、解決に向けた同和対策事業が取り組まれてきました。しかし、依然として偏見や差別が完全には解消されていないことから、平成28年（2016年）12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。同法に基づき、地方公共団体は部落差別の解消に向けて、地域の実情に応じた施策を講ずることが求められています。

また、障害のある人の人権に関しては、平成24年（2012年）10月に「障害者虐待防止法」が施行されました。さらに、平成28年（2016年）4月に「障害者差別解消法」が施行され、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供が国や地方公共団体などの行政機関に義務化されました。

このほか、平成12年（2000年）11月に「児童虐待防止法」が、平成27年（2015年）9月に「女性活躍推進法^{*}」が、平成28年（2016年）6月に「ヘイトスピーチ解消法」がそれぞれ施行されています。

また、SDGs^{*}への取り組みとしては、平成28年（2016年）に「SDGs実施指針^{*}」が策定されました。さらに、平成29年（2017年）に「SDGsアクションプラン2018」が、令和元年（2018年）には「拡大版SDGsアクションプラン2018」がそれぞれ決定され、その後改定をされています。その中では、令和12年（2030年）の到達目標達成に向けて、「次世代・女性のエンパワーメント^{*}」や「女性や子どもに対する暴力の根絶」など、人権課題への取り組みが掲げられています。

2. 滋賀県内における動向

平成9年（1997年）7月に国で『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が取りまとめられ、滋賀県では、それに合わせ平成10年（1998年）7月に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」が策定されました。

平成13年（2001年）3月には「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が制定され、人権が尊重される社会づくりに関する施策を積極的に進めることとしています。また、平成15年（2003年）3月には「滋賀県人権施策基本方針^{*}」が策定され、人権の基本理念を明らかにするとともに、人権施策を総合的に推進するために、それぞれの課題に対処するための分野別施策の方向性が示されています。平成16年（2004年）3月には「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」が策定され、基本方針に掲げられた県が推進する基本施策として“人権意識高揚のための教育・啓発”と“人権が侵害された場合の救済手段としての相談・支援体制の充実”の2つが掲げられています。また、同時に「滋賀県人権施策推進計画^{*}～すべての人が輝く滋賀をめざして～」が策定され、平成28年（2016年）3月の改定を経て、県の人権施策全般にわたる計画として、その推進が図られています。

3. 甲良町における動向

本町では、同和問題の解決に向けた取り組みをはじめ、さまざまな人権施策の推進に取り組んできました。

部落差別の撤廃に向けた取り組みを最優先に、昭和46年（1971年）に「甲良町同和対策長期計画」、昭和48年（1973年）に「甲良町同和対策基本方針」「甲良町同和行政要綱」「甲良町同和教育基本方針」を策定してきました。中でも、昭和50年（1975年）に甲良町同和教育推進協議会を設置し、「人権尊重と部落解放をめざす町民のつどい」をはじめ「各字対話集会」や指導者の育成をめざした「中央同和问题学習講座」等を開催し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の正しい理解と認識を高め、人権尊重の実践的態度を養うなど、同和問題の早期解決とあらゆる差別を解消するための取り組みを展開してきました。平成6年（1994年）12月には、部落差別にとどまらずあらゆる差別の撤廃をめざした「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」を制定しました。また、平成13年（2001年）4月には「人権教育のための甲良町行動計画」、平成22年（2010年）には「甲良町人権施策基本方針」を策定し、人権尊重を町のすべての施策や行政運営の基本に据え、人権に関わる諸問題に関して町民等と町との接点を一元化する人権総合窓口体制の導入と、人権救済の仕組みのさらなる充実により、まちづくりの基盤を固めてきました。

第3章 計画の基本理念・人権施策の推進

1. 基本理念

本町では、平成6年（1994年）12月に「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」を制定し、第1条では「全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃及び人権擁護」をめざし、「明るく住みよい“せせらぎ遊園のまち甲良町”の実現に寄与すること」を目的としています。明るく住みよいまちとは、人々の笑顔が絶えず、気持ちが通じ合い、楽しく交流ができるまちであり、人権が保障されたまちであるといえます。

したがって、町民等と行政が協働しつつ、まず、性別、社会的身分、民族、人種など本人が選択できない事柄を理由として、その人の生き方が妨げられるような社会的状況をなくしていく必要があります。

また、「第4次甲良町総合計画」では、まちづくりの基本的な姿勢として、町政のあらゆる施策に人権尊重の精神を生かし、多様なライフスタイルや考え方、文化の尊重、互いに支え合う共生社会を進めるとともに、SDGsに定められている“誰一人取り残さない”という考え方を取り入れ、貧困や障害、不公平・不公正といった社会課題や郷土愛の醸成に取り組む「**人権を尊び、郷土愛を感じるまちづくりを進める**」を掲げています。

こうした考えを踏まえ、以下の4点の基本理念を定めます。

甲良町の人権基本理念

1. 人権意識の確立
2. 行政施策全体への人権尊重の視点の導入
3. 多様な文化や生き方が尊重される共生のまちづくり
4. 町民等と協働した人権文化*のまちづくり

（１）人権意識の確立

人権は私たちみんなの基本的な権利であり、平等に適用され、一人ひとりの個人を尊重し、その個性を伸ばすことを保障するものです。しかし、人権意識の確立は国や自治体から与えられるものではなく、人々の絶え間ない努力によって実現可能となることを忘れてはいけません。

このことから、人権が尊重される社会の実現に向けて、町民等が行動を起こすことができるよう、人権意識の確立を進めます。

（２）行政施策全体への人権尊重の視点の導入

人権問題の解決に向けた取り組みは、これまでも町行政のそれぞれの分野で行っていましたが、今後もあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った行政を推進していくことが大切です。

町が町民等一人ひとりの人権を尊重し、その個性を伸ばす政策を実施することは、町全体の可能性を拡大し、町民等すべてに効果をもたらすといえます。

（３）多様な文化や生き方が尊重される共生のまちづくり

国際化の進展に伴い、国内に暮らす外国人は増加し、日常生活の中で外国人と接する機会も多くなっています。また、少子高齢化や情報化、家族形態も含めた社会の変化により、人々の考え方も多様化する社会となっています。

いろいろな人たちがともに生き、尊重されるまちづくりを進めるためには、町民等の間で多様性が承認され、それに基づいたダイバーシティ社会*が実現し、その中で町民等が共生していくことが大切です。

（４）町民等と協働した人権文化のまちづくり

人権の確立は、行政だけが担うものではなく、また担えるものでもありません。町民等が自ら行動し、町民等の意見が反映できる政策のもとで、人権文化のまちづくりを進められるよう政策を推進します。

また、人権が尊重される社会づくりの最終的な責務が私たち一人ひとりにあるという意味からも、町民等、企業、各種団体、NPO等による自主的、主体的な活動は不可欠であり、連携、協力を図ります。

2. 人権学習・啓発の推進

(1) 人権学習・啓発の基本的な考え方

人権学習の本質は、近代社会の原理である自由と平等の原則に基づき、社会の中に今なお存在する不合理な差別をなくすことです。そのためには、私たち一人ひとりが互いの人格を認め、敬愛し、暮らしの中に人権尊重の精神を確立し、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを推し進めていく必要があります。

ICT社会が加速度的に進展する中、インターネットによる人権侵害や虐待、いじめ、民族差別を扇動する「ヘイトスピーチ」の広がりや、偏見や憎悪が元で引き起こされる嫌がらせや身体的な暴力を伴う「ヘイトクライム（憎悪犯罪）」など、人権に関わる新たな問題が生じています。

令和2年度（2020年度）に「第4次甲良町総合計画」が策定されたのを機に、「人権はまちづくりの原点」であることを再認識しなければなりません。そのため、今後も引き続き就学前教育、学校教育、社会教育などすべての場において、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための取り組みを進めていきます。また、あらゆる人権に配慮した行動に努めるよう、教育・啓発に取り組めます。

学校・家庭・職場・地域社会など日常生活の中で実践意識を培っていくことの重要性を踏まえ、本町がめざす将来像である『せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち ～住む人が誇りに思う町をめざして～』にふさわしい人権学習を推進します。

(2) 重点施策

人権尊重の社会づくりを推進している中であっても、人権や生命を軽視する動きは、多様化・高度化する情報化社会において依然として存在しています。

そのような中、平成28年（2016年）には、人権に関わる法律として「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の人権三法が施行され、いずれの法律も差別は許されないものであることが明確に示され、さらなる啓発・情報の提供に注力していくことが求められています。

主要な人権学習・啓発を行う重点施策として、「就学前教育・家庭教育」「学校教育」「社会教育」の3つと地域総合センターを中心とした「地区教育」を行います。

① 就学前教育・家庭教育

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培うものとしてきわめて重要な時期ですが、人権・同和問題について正しい理解と認識を形成する意味から、乳幼児期の豊かな情操を養い、一人ひとりが思いやりと協調性に富み、互いの人格を尊重し合い、いじめや差別を生まない人間関係を醸成するよう努めます。

家庭支援の施策推進についても、子育て支援センターや関係機関と密接な連携をとりつつ、地域における子育てニーズを把握し、地域の子育て力の向上のための条件整備や具体的な取り組みの検討・推進に努めます。

② 学校教育

小・中学校から高校に至る期間は、社会生活に必要な基礎的能力を身につけ、豊かな人間に成長する上で重要な時期となります。

しかし、社会環境の急激な変化や価値観の多様化に伴い、多くの児童生徒にとって自己の可能性を信じ、将来に対して希望を抱くことが難しい時代となっています。人権学習の実践を通して人権意識を深め、さまざまな差別や偏見等の払拭に向けた学習の推進に努めます。

【推進体制の充実】

- ・人間性豊かな教職員を育てるために、教育だけでなく幅広い視野から研修の充実を図り、地域の願いに答えられる実践を展開します。
- ・児童生徒の学力向上と、進路を保障するため、小・中学校、高校、地域総合センター、関係機関・団体等の連携を強化します。

【人権学習の具体的な展開】

- ・児童生徒がより良い生活習慣を身につけ、学力を高め、自主・自律の精神と社会性を養い、生涯にわたり自己実現を図ることができるよう進路指導を充実するとともに、中学、高校における取り組みについて、家庭や地域に理解と協力が得られるよう努め、同時に中途退学者を出さない取り組みを進めます。
- ・自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる能力を育てるため、一人ひとりの学習意欲を高め、学習習慣の確立をめざすとともに、基礎・基本学習の徹底を図り、子どもたちの自信と意欲を育て、内に秘めている可能性を引き出し伸ばせる義務教育を行うよう努めます。
- ・人権学習を学校（園）教育の全領域に位置づけ、各校・園が連携して創意ある教育課程を編成し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる資質や能力を身につけるとともに、体験活動を交えながら「命」「人権」の大切さを指導し、すべての生命を慈しむ心を育て、一人ひとりの良さや可能性を伸ばし、個性を生

かす教育の充実とたくましく生きる力を養う教育活動を推進します。

【関係機関の連携強化】

- 学校・幼稚園・保育所間の協力と連携を図るとともに、関係機関・団体等との適切な連携・協働を行い、家庭・地域の理解と協力を得ながら教育・保育活動を進めます。

③ 社会教育

町民等一人ひとりが、生涯学習の観点から各種の学習機会を通して人権問題を正しく理解・認識し、自らの生き方に関わる重大な社会問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活の中で具現化することが求められています。

このことから、生涯を通じて生きがいを持ち、人間性豊かな人生を過ごすことができるよう、学習機会の充実や体制の整備に努め、環境問題や人権問題、高齢化・国際化社会への対応とともに、多様化・高度化する町民等の学習要望に対応した社会教育事業を展開し、生涯学習機会の充実を図ります。

【学習環境づくり】

- 公民館等の社会教育施設を拠点とした人権に関する各種学習機会の提供や、地域に住む人々の相互理解の促進を図るための各種交流活動の実施を支援します。
- 人権尊重の精神を育む学習活動を積極的に展開するため、人権教育推進協議会や関係機関・団体と連携を密にし、計画的・継続的な学習をさらに推し進めます。
- 各種の教育機関が連携を深めていくことによって、町民等が生涯を通して、自分に合った学習機会を選択できる生涯学習の体系を整備します。
- 町民等総参加の生涯学習を通して町民等一人ひとりが人権意識を高め、いきいきと輝き、たくましく未来を切り拓く人づくり、心落ち着くあたたかなふるさとづくりの推進に努めます。

【人権学習の総合的な推進】

- 同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題を学ぶことを通して、受講者が主体的な人権尊重の実践的な態度を養うことを目的とした地区内外の交流活動を一層促進するとともに、地区内における教育・文化水準の向上と自立意欲を高めるための教育活動を推進します。

④ 地区教育

地区の教育・生活水準の向上をめざす上で、中心となる地域総合センターの教育機能の充実を図り、保護者との話し合いを密にし、学校と家庭との連携をさらに深めるため、家庭教育の啓発に努めます。

(3) 人権啓発

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中で具体的な態度や行動に結びつく人権感覚を身につけることができるよう、さまざまな機会をとらえ、より一層効果的な人権啓発を推進します。

① 町民等に対する啓発

人権啓発にあたっては、命は尊く大切なものであること、自己がかけがえのない存在であると同時に他者もかけがえのない存在であるということ、他者との共生・共感が大切であること、そして、コミュニケーション能力等の人権に関わるスキル（技能）を身につけることの大切さについて啓発します。

さらに、差別等を受けている当事者の立場になって考え、一人ひとりが自分の問題として行動を起こすことの大切さについても啓発します。

また、憲法をはじめとする人権に関わる国内法令や国際条約、人権条例、人権施策基本方針などの人権に関する基本的な事項の周知を図るとともに、町民等が各分野における人権に関する知識を習得し、認識が深まるよう努めます。

【学習場面・啓発機会の拡充】

- ・町民等の暮らしのさまざまな場面や機会をとらえ、人権学習・啓発を進めます。
- ・学校（園）、自治会、職場などで行われる人権学習の場に参加しにくい町民等にも働きかける必要があります。そこで、子育て中の親子や高齢者を対象とした活動に加え、新たな学習場面や啓発機会の拡充を検討します。

【内容・手法の工夫】

- ・人権学習については、対象者や場面に応じた内容を検討し、町民等それぞれが主体的に学び合うことができるよう、参加体験型学習を進めます。
- ・啓発にあたっては、情報をわかりやすく提供することに留意するとともに、町として統一的な啓発テーマを設定するなど、町民等の関心を高める工夫をします。

【関係機関・団体との連携】

- ・効果的な人権学習・啓発を行うためには、国・県や他市町との連携が必要であり、それぞれの機関にある教材や指導者などの情報を、互いに共有していくことも大切です。
- ・町は、各種団体における人権学習の取り組みを促すとともに、人権研修の実施にあたっては指導者の紹介や資料の提供などの協力を行います。

② 事業者に対する啓発

事業者（企業等）は、社会を構成する一員であり、社会的責任が強く求められています。特に、採用や職場環境の面で、人権尊重の視点に立った取り組みの重要性がますます高まっています。

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、事業者がその社会的責任を自覚し、社内の推進体制を整備し、人権を大切にする企業風土や、人権尊重の意識の高い職場づくりに積極的に取り組むよう啓発を行います。

【人権が尊重される職場づくりの推進】

- ・企業の経営者や人事労務担当者等に対して、男女の均等待遇、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の推進、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）*やパワー・ハラスメント（地位等を利用した嫌がらせ）*等の防止等をテーマとした広報啓発や研修会を開催するなど、主体的、自主的な取り組みが行われるよう情報提供を行います。

③ 人権に関わりの深い職業従事者に対する啓発

○町職員

町職員等は、人権に関する豊かな感覚と知見を持つことにより、すべての人々の多様な人権に配慮した町民サービスの遂行が可能になります。

本町では、人権問題やこれに関連する国内外の多様な社会課題への理解を深めるため、管理者対象の研修や職場研修などを行っています。今後も、これまでの研修の成果と手法の評価を踏まえ、研修の充実を図るとともに、自己啓発等を支援し、職員等の人権意識の高揚に努めます。

また、町職員一人ひとりが、個人情報保護やプライバシー*への配慮に努め、人権尊重の視点で行政を進めます。

○教職員・社会教育関係者

学校、幼稚園、保育所において人権学習の推進を図るためには、すべての教職員や保育士の人権意識の高揚を図ることが必要です。

そこで、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題やこれに関連する国内外の多様な社会課題について正しい認識と理解を深めるため、学校（園）内研修等を計画的に実施するとともに、子どもたちの発達に即した指導・学習方法や、保護者への啓発など、人権学習やこれに関連する教育活動の充実を図ります。

また、社会教育関係者については、地域社会における指導者として、さまざまな人権問題やこれに関連する国内外の多様な社会課題について認識と理解を深めるとともに、人権とこれに関わる問題の解決に資することができるよう、研修の充実に努めます。

○医療関係者

「人生 100 年時代」の到来を見据え「健康長寿社会」への転換が進展する中、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者は、人々の生命や健康の維持及び増進に直接関わる立場にあり、患者やその家族等のプライバシーに対する配慮や、人権意識に根ざした行動や判断が求められています。

そこで、医療関係者に対し、インフォームド・コンセント*の理念の普及や、人権意識を向上させるための教育や啓発に取り組みやすいよう、支援を行います。

また、医療関係者一人ひとりが、人権尊重の意識に根ざした行動をとれるよう、職場における人権研修の取り組みを進めます。

○福祉関係者

民生委員児童委員、ケアマネジャー（介護支援専門員）*やホームヘルパー（訪問介護員）などの介護サービス関係者やその他福祉施設職員等の福祉関係者は、高齢者、障害のある人、子ども等の社会的弱者の介護や、生活相談等に深く関わる立場にあり、業務の遂行にあたり、個人のプライバシーに対する配慮や人権意識に根ざした行動や判断が求められています。

そこで、福祉関係者に対しては、職業的倫理の徹底を図るとともに、人権学習・啓発が推進されるよう要請や支援を積極的に行います。

○消防関係者

消防関係者は、町民等の生命、身体の安全及び財産を火災等の災害から守ることを職務とし、その活動が町民生活と密接に関わっていることから、豊かな人権感覚を身につけて任務を遂行することが求められています。

そのため、消防関係者に対しては、日常の職場を通しての人権研修の充実を図るとともに、人権課題への対応を含めた職員の自己啓発等を支援し、関係者の人権意識の高揚に努めます。

3. 相談・支援体制の充実

人権尊重のまちづくりには、人権に関する問題が起こった際に、被害者等からの相談を受け、適切な支援を行うことも必要です。

そのためには、町民等に対し、地域の人権擁護委員^{*}や人権に関する身近な相談窓口について、あらゆる場を通じて周知していくとともに、相談を受ける側の人権意識の高揚や人権問題の認識と理解を深めていくことも大切です。

(1) 相談機能の充実

人権に関する相談は、相談者自身が問題の所在を明らかにし、問題解決に向け主体的な行動がとれるよう支援することが大切です。また、個人のプライベートな問題を取り扱うことから、相談に対応する職員は、個人情報の保護に対する重要性の認識を一層高めることが求められます。

したがって、研修機会を通じて職員の資質向上に努めるとともに、個人情報の保護・管理を徹底します。

(2) 相談機関との連携

人権に関する相談の中には、さまざまな要因が複雑に絡み合った内容のものもあります。個々の相談窓口では対応が困難な場合や、他の専門的な相談機関で対応することが適切な場合には、円滑に他の適切な相談窓口へつなぐことができるよう、国・県及び関係機関をはじめとする、各相談機関との連携に努めます。

(3) 相談窓口の周知

相談窓口の設置だけでなく、支援を必要としている人が相談窓口を認知していることが大切です。今後は、安心して相談することができる体制づくりに努めるとともに、さまざまな機会を通じて、相談窓口のさらなる周知を図ります。

4. 計画の体系

○甲良町がめざす将来像

『せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち』

○人権施策におけるまちづくりへの基本姿勢

～人権を尊び、郷土愛を感じるまちづくりを進める～

甲良町の人権基本理念

1. 人権意識の確立
2. 行政施策全体への人権尊重の視点の導入
3. 多様な文化や生き方が尊重される共生のまちづくり
4. 町民等と協働した人権文化のまちづくり

「人権学習・啓発の推進」 「相談・支援体制の充実」

重要課題に対する施策の推進

同和問題

外国人

女性

医療

子ども

犯罪被害者等

高齢者

セクシュアルマイノリティ

障害のある人

インターネット

第4章 重要課題に対する施策の推進

1. 同和問題

(1) 現状と課題

わが国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる深刻かつ重大な問題であるとして、昭和40年（1965年）に国の同和对策審議会より答申が出されました。国は、この答申により“同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である”との指摘を受け、昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」を施行し、これに基づき国や地方公共団体において、さまざまな特別対策を実施してきました。

平成28年（2016年）には「部落差別解消推進法」が施行され、「部落差別はまだまだ存在する」とした上で、地方公共団体は部落差別の解消に向けて、地域の実情に応じた施策を講ずることが求められています。

本町では、これまで同和問題解決に向けてさまざまな取り組みを展開してきました。この結果、同和地区の住環境整備については一定の成果をおさめてきました。また、同和地区の一部においては、就労対策に取り組んできましたが、社会や学校に適応できにくいため、進路が決まらず、決まっても中途退学が後を絶たないなど、進路保障の課題は深刻なものとなっています。また、景気や国の施策の変更の影響を受け、望ましい雇用状況が実現しているとはいえません。特に、零細企業や土木建設など景気に左右されやすい職種に従事する非正規雇用者の割合が高く、その結果、生活保護世帯の増加傾向に拍車がかかっているのが現状です。

さらに、県内では依然として悪質な差別事件が多発しています。これらの事件は、現在でも根強く残っている同和問題の誤った意識により、結婚、就職などのさまざまな場面で部落差別による被害者が今なお生まれていることを示すものです。本町において、地域総合センターは、東西学区の地域コミュニティセンターとして、同和問題の解決を行政の最重要課題と位置づけ、特別措置法に基づき、生活環境の改善をはじめ就労対策や教育・啓発などの事業を、教育機関や企業、地域と連携し総合的に実施してきました。その結果、環境改善を中心とする事業については相当の成果をおさめてきましたが、教育や就労などの分野ではまだ課題が残っています。

(2) 施策の方向性

偏見や差別意識の解消に向け、差別事象が人権侵害であることなど、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、学校を中心とした教育活動を充実させるとともに、講演会や研修会の開催など、啓発活動を一層進め、同和問題に触れる機会を確保し、生まれたところや住んでいるところによって差別を受けることのないまちづくりを進めます。

① 同和問題についての正しい理解と認識

- 学校（園）において、同和問題への正しい理解を深める教育を進め、差別意識を生まない人間関係づくりをめざします。
- 地域の歴史や生活の歴史等、被差別地区における文化の発掘と伝承に努め、人権啓発のために役立てられるように努めます。
- 保育士や教職員の人権意識、資質の向上を図るため、人権学習の内容の研究などにより実践力を培います。
- 企業や関係機関などに、えせ同和行為^{*}へのき然とした対応を促します。

② 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援

- 生活、環境、住宅問題等身近な問題に対して、町民等が自ら考え、行動し、解決する意欲を促します。
- 東西学区や近隣地域のコミュニティーセンターを強化し、町民交流や情報発信を積極的に行います。
- 生活保護世帯や生活困窮者に対して、ハローワーク、地域総合センターや民生委員児童委員と連携し、適性に合った就労斡旋や就職活動を促すとともに、健全な社会生活が送れるよう、生活指導に努めます。
- 地域改善対策事業（同和対策事業）について、これまでの行政（センター）依存からの脱却を図り、区行政をはじめ各種団体の自主的運営の機運を醸成します。

2. 女性の人権問題

(1) 現状と課題

少子高齢化や単身世帯の増加など、家庭や地域を取り巻く環境が変化する中、家族の絆、地域の絆を大切に、活力ある地域社会を築くためには、防災やまちづくりなど、地域のさまざまな活動や方針決定の場への女性の参画を進めながら、男女がともに支え合える環境づくりを進めていくことが求められています。

特に、平成27年(2015年)施行の「女性活躍推進法」により女性の就業支援が活発になり、女性が希望に応じて個性や能力を存分に発揮できる社会が求められています。

ジェンダー※、ドメスティック・バイオレンス(DV)※、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為なども女性などに対する差別であることを認識し、「男女共同参画社会基本法」が定めているあらゆる場所で女性の個性と能力が発揮できるような社会環境の整備が求められています。

本町においては「部落解放をめざす女性集会」や「女性の人権学習講座」を開催し、女性の人権尊重を自らのものとしつつ、「甲良町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等を行ってきました。今後、女性の人権問題の解決に向けた取り組みとして、男女の不合理の払拭や男性の意識変革が求められています。

しかしながら、人々の意識や行動、社会的な慣行などの中には、いまだ女性に対する差別的な対応や、女性の主体的な生き方を阻む固定的な性別役割分担意識が根強く存在しており、性別による不平等もぬぐえていません。特に、就労保障や就業先における公正公平な昇格、昇給など、女性の特性と能力が発揮できる環境づくりが課題です。

(2) 施策の方向性

女性の人権を尊重することは、男女平等を実現することにつながります。男性も女性も、互いの違いを認め合い、人権を尊重し合える社会の実現をめざします。

そのために、少子高齢化や単身世帯の増加など、家庭や地域を取り巻く環境が変化中、家族の絆、地域の絆を大切に、活力ある地域社会を築くことができるよう、まちづくりなど、地域のさまざまな活動や方針決定の場への女性の参画を進めながら、女性の人権についての正しい理解や意識啓発を推進します。

① 女性の人権についての正しい理解に向けた学習・意識啓発の推進

- ドメスティック・バイオレンスの被害にあった場合の相談窓口を設置し、必要な援助が行えるよう、相談体制づくりに努めます。
- セクシュアル・ハラスメントの被害にあった場合の相談窓口を設置するとともに、学校、地域、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けた啓発を推進します。
- 広報やホームページを通じて、性別による固定的な役割分担意識や古くからのしきたりや慣習にとらわれることなく、男女が家庭や地域でともに協力し合えるよう啓発活動に努めます。
- 女性の人権に関する国際法・国内法への理解と普及を促します。

② 政策・方針決定の場への女性の参画促進

- 町審議会や委員会等の各区の役員等に、女性が選出される環境整備を図ります。
- 女性職員の昇任、管理職への登用や職域の拡大を図ります。
- 町内企業・事業所に対して、女性の管理職や役員への登用促進のための情報提供や啓発を行います。

③ 県との連携強化

- 県からの情報提供や助言等の支援に基づき、地域の特色を踏まえた男女共同参画計画の策定に取り組みます。
- 県との連携を強化しながら、普及・啓発や女性のチャレンジ支援、就労支援等の取り組みを協働で進めます。

3. 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

子どもへのいじめや、虐待などの事件がしばしばマスコミに取り上げられており、大きな社会問題となっています。そのことは人に対する思いやりやいたわり、相手の立場に立って考える人権意識の弱さが背景にあると考えられます。

子育ての基本は家庭にあります。が、「家庭崩壊」「子育ての放棄」「ネグレクト※」「食事や入浴すらできない児童生徒の存在」など、家庭においても子どもの人権が守られないケースが増えています。また、さまざまな原因で起こる不登校、あるいは、反社会的・非社会的な行動を示す児童生徒の増加といった問題も起こっています。

一方、発達障害のある児童生徒に対しては特別支援体制も整備されつつありますが、専門的指導者が十分とはいえない状況です。

これらのことから、地域、学校（園）、行政、企業等が連携し子育てを支援していく環境づくりが必要です。そして、すべての子どもたちの人権が尊重される取り組みを進め、子どもたちが豊かな人権感覚を備え成長していくための支援が望まれます。

本町では、「甲良町教育大綱」を策定し、家庭教育・就学前教育・学校教育の基本的な事項について定め、子どもの教育にかかる施策を進めています。

しかしながら、少子化や家族規模の縮小、共働き家庭・ひとり親家庭の増加など、家族形態が多様化する中で、親の育児負担感の増大と、家庭における養育・教育機能の低下が懸念されています。また、家庭の経済状況によっては、子どもが満足な食事や医療、教育を享受できない「子どもの貧困」も問題視されるようになってきました。これらの要因が複雑に絡み合うことにより、深刻な人権問題である児童虐待※につながる可能性があります。

(2) 施策の方向性

近年、児童虐待やいじめ、子どもを狙った犯罪など、子どもの人権侵害が後を絶ちません。子どもが守られる環境をつくと同時に、子どもを保護の対象としてのみとらえるのではなく、子どもの意思や願いが尊重される社会づくりに努め、社会全体で子育てを支えることが必要です。

そのために、「甲良町教育大綱」の基本的な考え方にに基づき、以下のような施策を推進します。

① 子育て・家庭支援と児童虐待の防止

- 「暴力」「いじめ」などを人権侵害の重要問題ととらえ、学校、家庭、地域教育に積極的に取り組みます。また、保健、福祉、教育、医療などの関係機関と連携し、児童虐待などの防止、早期対応につながる取り組みを進めます。(家庭養育支援含む)
- 教育機関や地域、家庭と連携し、不登校の児童生徒や、反社会的・非社会的な行動を示す児童生徒の支援に努めます。
- 子どもの健全育成を図るため、同じ年齢層を持つ親同士のつながりの場を提供するとともに、子育て支援センターの機能強化を図ります。
- 不登校の児童生徒に対して、学校、その他関係機関とも連携し、学校復帰や個々の自立的な成長に向け、状況に応じた支援を実施します。
- 低学力を克服するための基礎である就学前教育の重要性を認識し、一人ひとりの能力を十分発揮できる指導、支援のあり方を研究し実践します。
- 児童生徒の学力向上と、進路を保障するため小・中学校、高校、地域総合センター、関係機関・団体等の連携を強化します。

② 健やかで豊かな心を培う人づくり教育の推進

- 体験活動を交えながら「命」「人権」の大切さを指導し、すべての生命を慈しむ心を育て、一人ひとりの良い可能性を伸ばし、個性を生かす教育の充実とたくましく生きる力を養う教育活動を推進します。
- いじめは重大な人権侵害であるという認識を広め、いじめをしない・許さない環境づくりを行います。
- 子どもの成長や発達を支援していくために、医療機関、福祉、教育との連携強化を図ります。
- 家庭、学校(園)、地域社会など子どもに関わるあらゆる場で、子どもがその発達段階に応じて自分の意見を述べ、公共の利益に即して自己を主張し、社会参加する権利が保障されるよう努めます。

4. 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

本町における高齢者人口は、令和3年（2021年）10月現在 2,138人、高齢化率^{*}は33.9%で、県内19市町の中で3番目に高い状況となっています。

「令和3年版高齢社会白書」によると、今後日本の高齢化は急速に進展し、高齢化率は令和18年（2036年）には33.3%、令和47年（2065年）には38.4%に達し、国民の約2.6人に1人が65歳以上の高齢者という、超高齢社会^{*}の進行が予測されています。また、令和12年（2030年）には一人暮らしの高齢者は約796万人、一人暮らしの高齢者の割合は、男性で18.2%、女性で23.9%に達すると予測されています。また、認知症^{*}高齢者の増加も予測されています。

一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加することで、高齢者の尊厳や権利を守ることがさらに重要になるとみられています。

このような中、本町では令和3年（2021年）3月に「甲良町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、「高齢になっても安心して“生き生き”暮らせる 共生の地域づくり」を基本理念に施策を推進しています。

また、高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で家族や友人とともに健康で生きがいを持って安心して暮らせる地域社会づくりが求められています。

しかし、高齢というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限が設けられたりして、働く場が十分に確保されない状況があります。また、介護や支援を必要とする高齢者が増加し、虐待をはじめ、財産・金銭面等での権利侵害、施設等における身体拘束という問題もあります。

さらに、介護の長期化、介護者自身の高齢化などにより、介護をしている家族等の身体的、精神的な負担が増大している現状もあります。

(2) 施策の方向性

誰もが迎える高齢期を、住み慣れた地域で家族や友人とともに健康で生きがいを持って安心して暮らせる地域社会づくりが求められています。また、高齢者の尊厳や権利が保たれ、いきいきとした生活を営めるよう支援を行う必要があります。

そのために、「甲良町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」や「甲良町地域福祉計画」の基本的な考え方にに基づき、高齢者の人権が尊重される社会の実現をめざして、次のような施策を展開します。

① 地域における高齢者福祉の推進

- 超高齢社会の進行に対応して、高齢者福祉への理解を深めるための情報提供と啓発を行います。
- 一人暮らしの高齢者等に対して、健康管理、栄養管理を行うとともに、配食サービスの充実に努めます。
- 認知症の予防・早期発見・対応・ケアに関わる人たちの養成やネットワーク化を図る取り組みを進めます。
- 病気の予防、治療、機能回復を支援するため、保健・医療・福祉が連携し、心と身体の健康づくりを進めます。

② 高齢者虐待^{*}の防止と権利擁護

- 高齢者虐待防止の啓発を行い、家庭内や施設内の虐待の防止や早期発見に努めるとともに、保健、福祉、医療等の関係機関の連携を強化します。
- 認知症に対する正しい理解と接し方の普及に努めます。
- 成年後見制度^{*}や権利擁護事業^{*}の利用を促し、判断能力が低下している高齢者の尊厳が保たれるよう対応します。

③ 高齢者の自立や社会参加の促進

- 高齢者がいきいきとした生活が送れるように、新しい情報を提供する生涯学習の場の拡充に努めます。
- 高齢者が積極的に貢献できるような社会参加や、仲間づくりなどの機会の場の確保や多様な交流活動を支援します。
- 高齢者の豊かな知識、技術、経験を生かし、少子高齢化社会の貴重な人材として今後の社会に生かされるよう、シルバー人材センターと連携し、就業の場の確保など高齢者の働く機会づくりを推進します。
- 甲良町健康推進員協議会が中心となり、疾病等の発症予防を推進し、健康で長生きできるよう、一人ひとりに適した健康づくりを支援します。

5. 障害のある人の人権問題

(1) 現状と課題

障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害[※]を含む）や心身の機能等に障害があり、障害や社会の中のバリア（障壁）によって社会生活に制限を受ける状態にある人をいいます。

本町においては、「甲良町障害者基本計画及び障害福祉計画」を策定し、保健・医療・福祉・教育関係者はもとより、企業や町民等一般の共通理解となることをめざしています。

近年、制度改革や施策の充実は進められてきましたが、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という心理的な障壁は解消されておらず、周囲の理解はいまだ十分とさえいえない状況にあります。その中で、平成 28 年（2016 年）に施行された「障害者差別解消法」において、「障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供」が事業者や行政担当者に義務づけられました。今後は、障害を理由とする差別の解消に引き続き取り組むとともに、障害者虐待の防止など、障害のある人の権利を守る取り組みの強化を図ることが必要です。

(2) 施策の方向性

障害のある人が、自らの権利をその人らしく行使しながら生き方を選択・決定し、地域で安心して暮らすことができるように、障害のある人の意思や権利を尊重し、権利侵害に対して適切な措置や救済が図れるような社会が求められています。

そのために、「甲良町障害者基本計画及び障害福祉計画」に基づき、次のような施策を進めます。

① 障害に対する地域理解と協力の促進

- 人権(障害)に関する相談支援体制を充実化、明確化させるとともに、町広報、イベント等で啓発を行い、障害や障害のある人に対する正しい理解の普及に努め、「ノーマライゼーション^{*}」の理念の浸透を図ります。
- 公共施設において、多機能トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を進めバリアフリー化を図ります。
- 小・中学校において、車椅子体験や手話教室など福祉の心を育む教育を進めます。また、家庭、地域、企業においても障害のある人の人権を学ぶ機会の充実を図ります。

② 自立と社会参加を促進する支援体制づくり

- 障害のある子どもが幼児期から小・中学校卒業まで一貫した教育を受けられるよう、各種関係機関の連携による教育支援体制の充実に取り組みます。
- 放課後等デイサービス^{*}や療育教室等において、早期に適切な指導が受けられるよう、療育環境の充実に努めます。
- 障害の早期発見・早期治療が実施できるよう、相談・指導体制の整備を図ります。
- 就労に必要な知識や能力の習得を図るための職業訓練を推進するとともに、職場への定着を支援し、一貫した就労支援により障害のある人の就労環境の充実を図ります。
- 役場等公的機関において、障害のある人の雇用を促進するとともに、委託可能作業の検討を行うなど、雇用の拡大を図ります。

③ 障害のある人の権利擁護

- 相談支援事業所や民生委員児童委員、社会福祉協議会等の関係者と連携し、権利擁護を必要とする障害のある人の早期発見・対応に努め、成年後見制度の利用促進を図ります。

6. 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

外国人に対する偏見が今なお存在する今日、外国人の人権を尊重する取り組みを積極的に進めなくてはなりません。外国人と日本人が互いの違いを認め、尊重し合いながらともに生活する多文化共生の社会づくりを推進する必要があります。そのため、日常生活に必要な情報を外国語で提供できる体制や、日本語教育の支援、交流や地域活動に参加できる体制を整える必要があります。

本町においては、歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々とその子孫が在住しています。近年になり中南米からの人々が生活するなど、外国人住民の数は増えています。

「甲良町総合計画」において、異文化交流による新たな地域づくりにより国際交流や国際協力を推進することが位置づけられ、多文化理解に関する具体的な事業が展開されてきました。その結果、町内外の外国人同士あるいは町民と外国人のネットワークが広がりつつあり、ふれあいの機会も増え、外国人に対する偏見も和らいできています。今後、外国人の人権尊重の立場からさまざまな活動を実践する上で、主体的な担い手づくりが必要です。

(2) 施策の方向性

日本人と外国人が、ともに多文化共生の社会づくりを推進し、一人ひとりの多様性が認められ、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた社会づくりが求められています。互いのアイデンティティーの違いを正しく認識し尊重しながら、ともに信頼し合って暮らすことのできるまちの実現をめざします。

そのために、「甲良町総合計画」の基本的な考え方に基づき、次のような施策の推進に努めます。

① 安心して暮らせる生活支援

- 外国人に対する差別や偏見の解消、異なる文化や価値観に対する理解を深めるため、広報や人権フェスタ等の啓発活動を実施します。
- 外国人が地域で生活しやすいように、公共施設等に標識や外国語表示を取り入れます。
- 外国人住民の意見や思いを町政に反映できるような工夫をします。
- 日本の生活に不慣れな外国人住民の暮らしの相談窓口を設置し、県や隣接市町と連携を図るなど相談体制の充実を図ります。

② 活力ある多文化共生の地域づくり

- 外国人住民に生活情報の提供や社会生活、子育てに関する相談や啓発活動を実施します。
- 外国人児童生徒の教育を保障するために必要な人材やボランティアの確保に努めます。
- 外国人住民に対して町行事や地域行事等への参加を促し、交流活動を促進します。

7. 医療における人権問題

(1) 現状と課題

医療技術の進歩や生活水準の向上などにより、人々の健康への意識や価値観も変化しています。

患者が医療行為の内容について医師から十分な説明を受けることと、その説明に基づく同意が患者の人権尊重の観点から重要であるため、医療機関には深い人権理解と患者の人権を尊重した対応が求められています。

一方、社会においては、HIV感染症やハンセン病をはじめ、種々の難病*などに関しては、正しい知識と理解が十分普及していないために、患者やその家族に対する偏見が存在しています。

本町では、HIV感染症等に関して広報等により正しい理解促進を図るとともに、個別相談も実施していますが、十分な対応ができず資料の配布にとどまっているのが現状です。今後、町関係機関と病院・開業医が連携して対応できる相談体制の整備と地域における支援体制の確立が必要です。

(2) 施策の方向性

医療の現場においても、人権は尊重されなければなりません。また、根拠のない情報による、患者に対する偏見も解消する必要があります。この2つの観点から、患者の人権を守るために、次のような施策に取り組みます。

① 安全、安心な医療福祉サービスの提供

- 感染症予防対策マニュアルの作成に努めます。
- 患者に対する相談窓口を設置するとともに、地域における支援体制を構築します。

② 患者・感染者に対する正しい知識の普及・啓発

- 知らないことからくる偏見や差別が起こらないように、感染症等の病気に関する正しい知識の普及を図る教育、啓発に努め、患者の人権擁護に努めます。
- 感染症等の病気に関する正しい情報を、町民等に適切に提供します。

8. 犯罪被害者等の人権問題

(1) 現状と課題

犯罪被害者及びその家族または遺族は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査・裁判による精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレスなど、被害後に生じる二次的被害に苦しめられています。

二次的被害などによる犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、多くの分野にわたり必要となる支援を犯罪被害者等の視点に立って途切れることなく実施することが求められます。

(2) 施策の方向性

犯罪被害者とその家族が安心して暮らすためには、専門的な心のケアなどの支援と、周りの町民等による正しい理解が必要です。犯罪被害者等が、一日も早く元の平穏な日常生活に復帰できるよう支援するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し二次的被害を生じさせない社会づくりの取り組みを推進します。

① 平穏な日常生活への復帰の支援

- 「犯罪被害者等総合窓口」を設置するなど、犯罪被害者等の状況に応じた適切な情報提供を推進します。
- 地域、学校、警察等、さまざまな施策の活用と関係機関の連携により、犯罪被害者等の心のケアに取り組みます。

② 犯罪被害者等を支える社会づくり

- 捜査や犯罪被害者等の保護、支援の過程で二次的な被害が生じないよう、関係者に対する教育、研修等を実施し、犯罪被害者等を社会で支える人材の育成を推進します。
- 犯罪被害者等が置かれている状況や平穏な日常生活への配慮の重要性等について学習する機会の提供や、被害にあった方々の人権尊重に関する教育を地域や学校等において実施するとともに、各種媒体を利用した広報、啓発活動を実施します。

9. セクシュアルマイノリティの人権問題

(1) 現状と課題

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）とが一致しない性同一性障害者や、性的指向に関して同性に向かう同性愛者や男女両方に向かう両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な人などは、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）といわれます。メディアをはじめ、さまざまな機会を通じて広く知られるようになりましたが、いまだに差別意識が残っていることや、好奇の目で見ると、セクシュアルマイノリティの人々に対する偏見は根強いものとなっています。また、本人が意図しない暴露（アウトティング）なども存在し、セクシュアルマイノリティの人権は守られていないケースが多くあります。

平成 16 年（2004 年）7 月施行の「性同一性障害者特例法」では戸籍上の性別変更の審判が制度化され、平成 20 年（2008 年）の改正により、さらに変更条件も緩和されています。

こうした人々に対する社会の関心と理解を深め、いかなる性的指向や性自認のあり方であっても差別しない社会をめざすことが求められています。

(2) 施策の方向性

セクシュアルマイノリティに対する関心は世界的にみても高くなっており、どのような性的指向や性自認を持っていたとしても、特別視することなく、正しい理解・認識を図る啓発を進め、すべての人がありのままの自分でいられるような社会をめざす必要があります。

① セクシュアルマイノリティについての教育・啓発活動の推進

- 学校や家庭、職場や地域社会において、セクシュアルマイノリティに属する人々が安心して学び、働き、暮らしていくことができるように、正しい理解と認識を広げるための教育・啓発活動の推進に努めます。

② セクシュアルマイノリティに関する相談体制の充実

- セクシュアルマイノリティについて、悩みや不安を抱える人が、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- 国や県などの関係機関との連携を深め、十分な支援ができる体制づくりに努めます。

10. インターネットにおける人権問題

(1) 現状と課題

パソコンやスマートフォンの普及した現在では、インターネットを利用して世界的な情報を即時に得られるようになりました。また、SNSを利用することにより、世界中の人とのつながりを築くことも可能です。しかしその反面、個人情報をめぐるっては、情報管理上の不備などから個人情報の流出が問題になったり、インターネット上で特定個人を誹謗中傷する名誉毀損問題や私生活を暴露するプライバシー侵害問題が生じたりしています。

このような中、本町においては、平成18年(2006年)3月に「甲良町個人情報保護条例」を制定し、プライバシーの保護に関する制度は整えられましたが、町民等への周知徹底や意義の理解を図るための具体的な取り組みは十分ではありません。また、有害サイトの接続・閲覧といったインターネット利用に伴う問題についての適切な指導ができていない現状があります。

今後は、情報の果たす役割の重要さと、これに密接に関わる個人情報保護の重要性について、町民等の理解を深めるための取り組みが必要です。そのため、就学前教育、学校教育、社会教育など生涯を通して、情報管理や個人のプライバシー尊重など、メディアリテラシー*を高める教育が求められます。また、インターネット上での書き込みに対する通報システムの整備を行い、それらの事案への対処の仕方等に関する情報提供を通じて、子どもを含め町民等への有害データを排除するなどの取り組みが必要です。

(2) 施策の方向性

今後、情報化がますます進んでいく社会の中で、インターネットによる人権侵害を防止するために、インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシーの保護等に関する正しい理解について、教育・啓発を推進していきます。

① インターネットの正しい利用マナーの普及

- 学校において、子どもたちがインターネットの正しい利用マナーを身につけるための学習を進めます。
- インターネットの利用において、青少年の健全育成に有害なサイトにアクセスさせない取り組みを押し進めます。

② 個人情報の保護に関わる取り組みの推進

- 情報公開条例の運用マニュアルと同様に、個人情報保護条例についても運用マニュアルを作成します。
- 個人情報を外部に漏らさない・持ち出さないなど、個人情報の守秘と管理の徹底を行います。
- 保育センターや学校においては、園児や児童生徒の個人情報の守秘、管理に努め、情報を持ち出さない取り組みを進めます。

11. その他の人権問題

これまで述べてきた重点的に取り組むべき人権課題のほかにも、今日の社会環境の変化に伴い、次にあげるような人権問題が存在します。これらの人権問題についても、正しい理解と認識を深め、差別や偏見のない人権が尊重されるまちをめざし、より一層の人権学習・啓発の推進に努めます。

○ 災害時の人権問題

平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災及び原子力発電所の事故においては多くの人々が避難生活を余儀なくされ、避難場所でプライバシーが守られないことや、要支援者（障害のある人、高齢者、乳幼児、妊産婦など）に対して十分に配慮が行き届かないことなど、多くの問題がみられました。

また、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生しました。

災害時においては、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを行うことが一層必要です。

○ ホームレスの人権問題

さまざまな事情から、公園や道路・駅などでの野宿生活を余儀なくされている人々の中には、働いて自立したいという意志を持っているにも関わらず、就労することができずに、差別や偏見を受けている人が少なくありません。また、ホームレスに対する暴力事件や嫌がらせなどもたびたび発生しています。

就労機会や住居の確保、生活相談などの対策とともに、地域社会においてホームレスの自立を支援していくことが必要です。

○ 刑を終えて出所した人とその家族の人権問題

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別や偏見はいまだに根強く、本人の出所後の住居や就職先を確保することなど、本人のみならずその家族も、大変厳しい状況に直面します。刑を終えて出所した人たちは、保護司法や更生保護事業法[※]等で守られながら社会復帰を果たしていますが、中には、社会復帰の意欲があっても差別や偏見のため、社会復帰が困難な状況に置かれている人がいるのが現状です。地域社会の一員として復帰し、円滑な社会生活を営むにあたっては、本人の強い意志と併せ、学校や家庭、地域社会や職場などにおいて理解と協力を得る必要があります。

また、罪を犯した人の家族は、家族というだけで誹謗中傷をはじめとしたさまざまな人権侵害を受けることがあります。このような被害を防ぐためには、町民等一人ひとりの人権意識の向上が求められます。

○ 北朝鮮当局による人権侵害問題

北朝鮮当局による拉致問題は、重大な人権侵害です。平成 18（2006 年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律^{*}」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。

拉致被害者らの多くが高齢化しており、一刻も早い問題の解決が強く望まれています。

北朝鮮当局による人権侵害問題への認識を深めるため、国では毎年 12 月 10 日から 12 月 16 日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と設定しています。

○ アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々は、北海道や東北地方の北部を中心に先住していた民族で、固有の文化を発展させてきました。しかし、明治維新以降、北海道開拓を進める明治政府によって制定された「北海道旧土人保護法」によって、土地を奪われ、生計手段の漁業や狩猟のほか、独自の習慣風習やアイヌ語の使用を禁じられてきました。こうした政策が長く続けられてきたことにより、アイヌ民族としての誇りや自尊心が奪われることになりました。平成 31 年（2019 年）成立の通称「アイヌ民族支援法（通称：アイヌ新法）」において、この法律ではアイヌの人々が先住民族であることが初めて明記されましたが、先住民族としての権利保障については何も述べられていません。

アイヌの人々に対する差別や偏見はいまだに残っており、少数民族の歴史や文化、伝統を正しく理解し、それらを尊重する心を持つことが、差別や偏見の解消につながりません。

○ 人身取引（トラフィッキング）問題

人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。女性を対象とした性的搾取を目的にした事案や、海外から労働者として外国人を無理やり日本に連れてくる事案などが発生しています。

国では、「人身取引対策行動計画^{*}」の策定や、「人身取引対策推進会議」の開催などを通して、人身取引問題の改善に努めています。本町でも、まずは人身取引問題について知る機会を設けるなど、町民等の認識を高める必要があります。

第5章 人権施策の推進体制

1. 甲良町人権擁護審議会

人権に関する条例の目的を達成するための重要事項を審議する機関として「甲良町人権擁護審議会」を設置しています。本計画の着実な実行や見直しに関し、この審議会の意見を求めることとします。

2. 庁内組織

「甲良町人権対策本部」を中心に、全庁体制で人権施策を推進します。

3. 関係機関・団体との連携

「甲良町人権教育推進協議会」や「人権啓発活動湖東・湖北地域ネットワーク協議会」をはじめとした関係団体との連携により、広く人権学習・啓発の推進が図られるよう働きかけるとともに、関係団体に対し積極的な支援を行います。また、このような場を通じて町民等の意見を聴取し、その意見を施策に反映させるよう努めます。

さらに、国や県などの関係機関はもとより、人権擁護委員などの活動と連携を図り、人権意識の高揚及び人権侵害の救済に向けた施策を推進します。

資料編

1. 甲良町人権擁護審議会規則

平成8年3月21日

規則第2号

改正 平成10年3月30日規則第8号

平成23年2月18日規則第2号

(設置)

第1条 せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例(平成6年条例第21号)第9条第2項の規定に基づき、甲良町人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を設ける。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 差別行為に対する取扱いに関すること。
- (2) 同和対策諸施策に関すること。
- (3) 人権擁護諸施策に関すること。
- (4) その他町長が人権擁護施策に必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 諸団体の代表者
- (3) その他町長が適当と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会は、委員の互選により会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、定例会及び臨時会とする。
- 3 定例会は、毎年1回招集し、臨時会は、必要がある場合に招集する。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、審議の内容によって、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、人権課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が町長の同意を得て定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成7年10月1日から適用する。
- 2 平成7年10月1日付委嘱の委員は、本規則第3条第2項の規定にかかわらず平成9年3月31日を任期とする。

附 則(平成10年規則第8号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2. 甲良町人権擁護審議会名簿

令和4年1月1日 現在

氏 名		備 考
真 山 達 志	学職経験者（同志社大学教授）	会 長
小 林 和 夫	諸団体の代表者（町老人クラブ連合会）	
北 川 勝	諸団体の代表者（町スマイルネット）	
山 口 勇	諸団体の代表者（部落解放同盟呉竹支部）	
山 田 宗 徳	諸団体の代表者（部落解放同盟長寺支部）	
山 本 順	諸団体の代表者（甲良中学校）	
小 林 日 登 美	諸団体の代表者（町人権教育推進協議会）	
山 本 貢 造	その他 町長が適当と認める者（人権擁護委員）	

任期2年（令和6年12月31日まで）

3. 用語説明

用語名	内容
あ行	
インフォームド・コンセント	患者が医療行為の内容について医師などから十分な説明を受け、納得の上で同意すること。
えせ同和行為	同和問題を口実にして、会社や個人に不当・不法な要求をし、利益や利権を得ようとする事。
か行	
ケアマネジャー (介護支援専門員)	主に介護の分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ仕事に従事する人。
権利擁護事業	自らの意思を表示することが困難な知的障害のある人や高齢者などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
更生保護事業法	平成7年(1995年)に施行された更生保護事業に関する基本法。昭和24年(1949年)の犯罪者予防更生法や昭和29年(1954年)の執行猶予者保護観察法などとともに、犯罪者の社会復帰援助政策の一環をなしている。
甲良町人権施策基本方針	平成22年(2010年)に策定した甲良町の人権施策の基本方針を定めたもの。
甲良町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条に基づき、平成27年(2015年)に甲良町が策定した、女性職員の活躍を推進するための取り組みの実施状況、数値目標の達成状況の点検、評価等について定めた特定事業主行動計画。
高齢化率	65歳以上の高齢者が総人口に占める割合。
高齢者虐待	家族や施設職員等の介護者が、高齢者に対して、暴力をふるう、世話をしない、嫌がらせや無視をするなどの行為をとることをいう。身体的虐待、性的虐待、介護の放棄、心理的虐待、経済的虐待などがある。
国際人権規約	昭和41年(1966年)12月に国連総会で採択された条約。①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、②市民的及び政治的権利に関する国際規約、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選定議定書、の3つの条約の総称。日本は、①と②の2つの規約について、昭和54年(1979年)に締結している。

さ行	
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別とは別に、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーという。(内閣府男女共同参画局より一部抜粋)
滋賀県人権施策基本方針	人権が尊重される社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るための基本となる方針として、滋賀県人権尊重の社会づくり条例に基づき、平成 15 年(2003 年)に策定された。人権の基本理念、基本施策、分野別施策などが示されている。
滋賀県人権施策推進計画	滋賀県が、人権意識高揚のための教育・啓発の総合的、計画的な推進を図るため、平成 16 年(2004 年)に策定した「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を、平成 23 年(2011 年)に改定したもの。この計画は、教育・啓発に関する施策だけでなく、人権施策全般を対象としている。平成 28 年(2016 年)改定。
次世代・女性のエンパワメント	エンパワメントとは、「権限を与えること」「自信を与えること」などの意味が含まれる言葉。近年では社会や組織の構成員一人ひとりが発展や改革に必要な力をつけるという意味で用いられることが多い。次世代・女性のエンパワメントを促進するために、発信力や創造力豊かな次世代やSDGsでも重要視されている女性をエンパワメントし、その担い手の育成をめざすこと。
持続可能な開発目標 (SDGs)	平成 27 年(2015 年)9月に国連総会で採択された、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した 17 の目標と 169 のターゲットのこと。貧困問題をはじめ、気候変動やエネルギー、ジェンダーなど、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されている。
持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針	持続可能な開発目標 (SDGs) を日本国内で推進するにあたって、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」ために、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の達成」といった 8 つの優先課題と具体的施策を掲げた指針。平成 28 年(2016 年)12月22日にSDGs推進本部により決定。現在は、この指針に基づいたSDGsアクションプランを策定し、主要な取り組みを実施している。
児童虐待	保護者がその監護する子ども(18歳に満たない者)について行う以下の行為。身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢(ネグレクト)、心理的虐待。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現を目的として平成 27 年(2015 年)に施行された法律。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表を国や地方公共団体、従業員が 301 人以上の大企業に義務づけた。

人権教育・啓発推進法	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の略称。人権の擁護を図るために、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、必要な措置を定めた法律。
人権教育・啓発に関する基本計画	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年（2002年）に国が策定した計画。
人権教育のための国連10年	人権関係国際文書の諸規定、世界人権宣言第26条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条、児童の権利に関する条約第29条、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第10条、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第7条、ウィーン宣言等、人権教育に言及している諸規定に基づくものである。これらの諸規定に従い、また「10年」の目的のために、人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力と定義される。
人権文化	互いの人権を尊重することを、日常生活の中であたりまえに感じたり、考えたり、行動することが、文化として定着していること。 「人権文化」という言葉が使われるようになったのは、平成6年（1994年）に国連総会で採択された「人権教育のための国連10年行動計画」が、「人権文化」という言葉をキーワードにして作られた時からである。
人権擁護委員	人権の侵犯を監視・救済し、人権思想の普及高揚に努めるために、法務大臣の委嘱で全国市区町村に置かれている委員。
人身取引対策行動計画	人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するための計画。
セクシュアル・ハラスメント	性的なうわさを流したり、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な嫌がらせ。
セクシュアルマイノリティ	同性に恋愛感情を抱く人や、自分の身体の性に違和感を覚える人、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人、自分自身の性を決められない・わからない人など、性的指向や性自認が少数派の人々の総称。（法務省人権擁護局より一部抜粋）
成年後見制度	知的障害のある人、精神障害のある人、高齢者などで、主として判断能力が十分でない人の財産などについて、その人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がより良く実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。
た行	
ダイバーシティ社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きる社会。
男女共同参画社会基本法	男女が、互いにその人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、1999年（平成11年）に施行された法律。

超高齢社会	総人口に占める 65 歳以上の人口が 21%以上の社会のことを指す。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	夫婦間・パートナー間の暴力をいう。身体的暴力に限らず、精神的・経済的・性的など、あらゆる形の暴力が含まれる。
同和対策事業特別措置法	同和問題の解決を「国民的課題」として位置づけ、周辺地域との生活実態の差を解消するため、昭和 44 年 (1969 年) に施行された法律。同和対策審議会答申に基づき、10 年間の時限立法として成立し、後に 3 年間延長された。
な行	
ネグレクト	幼児・高齢者・障害のある人などの社会的弱者に対する保護・養育義務を果たさずに放棄、放任すること。子どもに対するネグレクトは育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。
難病	原因が不明で治療方法が確立していない病気。特に治療が困難で医療費が高額となる特定疾患については、医療費の患者負担分を公費負担としている。
認知症	脳の知的な働きが、広範な器質的障害などの後天的な病気により、持続的に低下する病気。
ノーマライゼーション	1950 年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、「障害者も、健常者と同様の生活が出来る様に支援するべき」という考え方。
は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD)、その他これらに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害ならびに行動及び情緒の障害を指す。
パワー・ハラスメント	職場などで、権力や地位を利用して、上司が部下に嫌がらせをすること。
プライバシー	個人や家庭内の私事・私生活、個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。
放課後等デイサービス	6 歳～18 歳までの障害のある子どもや発達に特性のある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇に利用できる福祉サービス。
ま行	
メディアリテラシー	テレビ番組や新聞記事などメディアからのメッセージを主体的・批判的に読み解く能力のこと。
ら行	
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年 (2006 年) に施行された法律。

わ行	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	仕事と、仕事以外の生活（友人関係、家族関係、趣味等）に関する日々の時間の割合・比率のこと。日本では「仕事と生活の調和」と訳されることが多い。

甲良町人権施策推進基本計画

発行年月：令和4年3月

発行：甲良町

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在土 353 番地 1

TEL：0749-38-5063 FAX：0749-38-5072

編集：甲良町 住民人権課